

2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- 犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員が飼養又は保管をする頭数の上限は、1人当たり犬については20頭(うち繁殖犬は15頭)、1人当たり猫については30頭(うち繁殖猫は25頭)とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合は別表に定める。

趣旨

動物の飼養保管及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、事業内容等に応じて、適正な数の職員を配置する必要がある。

1人当たりの飼養保管頭数が多くなると、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届かない傾向があるため、清掃、給餌、健康チェック、運動、触れ合い活動等の適切な飼養保管を行う時間を確保する必要がある。

以上を踏まえ、犬・猫の飼養保管に従事する職員の数(以下「員数」という。)について、1頭当たりの飼養保管に要する平均的な作業時間をもとに具体化したもの。

チェックポイント

- ☐ 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
- ☐ 職員数が正しいか確認を行うために必要な書類を作成している。
- ☐ 飼養保管を行う犬猫(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)の頭数は何頭か把握している。このうち繁殖犬猫の頭数を把握している。
- ☐ 算出した職員数に対応する飼養保管頭数(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)が上限を超えていない。

解説

〈常勤、常勤の職員が勤務すべき時間数〉

「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている「常勤の職員が勤務すべき時間数」に達していることをいうものである。ここでいう「常勤」に該当するかどうかは、雇用契約上の正規・非正規かは関係がない。

「常勤の職員が勤務すべき時間数」は、労働基準法に定める法定労働時間(1日8時間以内、1週40時間以内)の制約内で事業者が決めるものであるが、員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は、法定労働時間の上限である週40時間とすること。これは、適切な飼養管理の為に必要な人員を配置するという員数規定の趣旨を踏まえつつ、規制全体の公平性を保ち、効率的な管理を行うため週単位で考えるものとする。

〈常勤の職員以外の職員〉

「常勤の職員以外の職員」とは、勤務延時間数(記録上、当該事業所の業務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数)が「常勤の職員が勤務すべき時間数」(40時間)未満の労働形態である。「常勤の職員以外の職員」を員数の算出上どのように組み込むかについては、「常勤の職員以外の職員」に該当する職員それぞれの勤務延時間数の総数(週単位)を「常勤の職員が勤務すべき時間数」(40時間)で割った数値を員数として換算する。これを「常勤換算」と呼ぶ。

なお、「常勤換算」を行った際の数値に整数未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数値を員数とする。

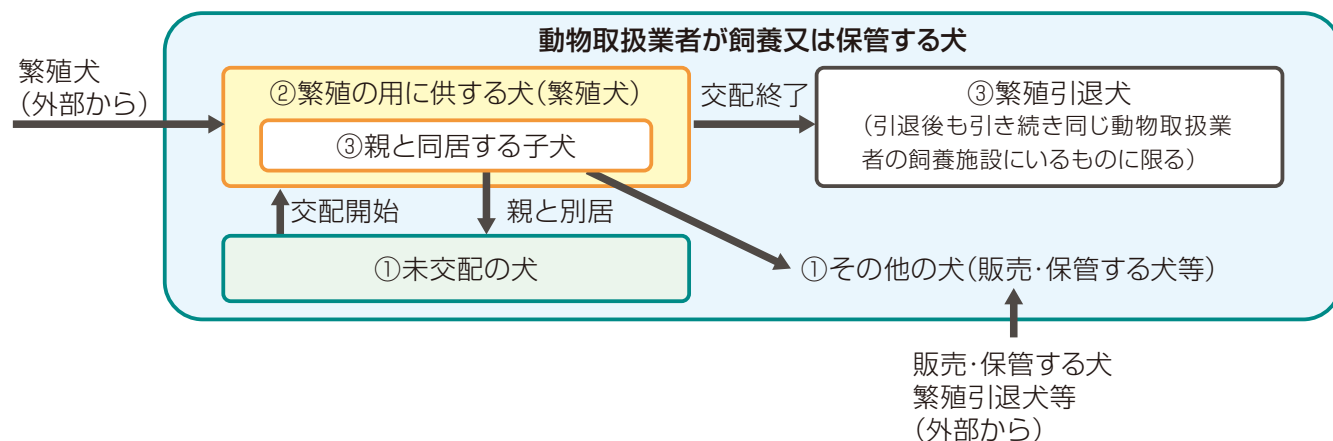
なお、個人事業主やボランティア等についても同様の考え方に基づいて員数を算出すること。

〈職員1人当たりの飼養保管頭数の考え方〉

職員1人当たりの飼養保管頭数の上限は、1頭当たりの飼養保管に要する平均的な作業時間から職員1人当たりが管理できる頭数を算出し、これをもとに、犬については20頭（うち繁殖犬は15頭）、猫については30頭（うち繁殖猫は25頭）とそれぞれ定められている。繁殖を行う場合は、繁殖に関する管理作業が追加的に必要になることを考慮して、繁殖の用に供する犬・猫の頭数の上限は別に定めている。なお、この頭数には親と同居する子犬・子猫の頭数は含まない。これは、産子数は予測不可能であるため、また、繁殖に関する管理作業に、子犬・子猫の世話に要する時間を含めているためである。さらに、親兄弟との同居により、社会化が促されることも考慮している。子犬・子猫については、親と離れた時点で1人当たりの飼養保管頭数に含まれる。

「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。繁殖の用に供することをやめ、販売の用に供さない犬猫（以下「繁殖引退犬猫」という。）の頭数は、業として扱うものではないことから、1人当たりの飼養保管頭数には含まれない。なお、繁殖引退犬猫で員数規定から除外されるものは、当該動物取扱業者の飼養施設にいるものに限られる。

図表9 飼養又は保管をする犬の区分のイメージ図（繁殖を行う場合）



①、②は員数規定の対象になる。

- { 飼養又は保管する犬（1人当たり20頭まで）：①＋②
- { このうち繁殖の用に供する犬（1人当たり15頭まで）：②

③は員数規定の対象外。

〈犬と猫の両方を飼養保管する場合の上限頭数〉

犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員１人当たりの頭数の上限は、それぞれの上限の合計数ではなく、別途基準省令別表で定められている。

別表の読み方については、右の図表１０で説明する。まず「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。犬・猫の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。例えば、別表において犬の頭数が「１１頭」の場合(①)は、表の同じ行のうち、猫の頭数は「１４頭」又は「１３頭」が該当するが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「１４頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「１１頭」の場合、このうち繁殖犬は「８頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「１４頭」の場合、このうち繁殖猫は「１２頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、まず「犬の頭数」に着目したが、逆に「猫の頭数」から見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は１つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に１つに決まることとなる。

図表１０ 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員１人当たりの飼養保管頭数の上限

飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
2	2	28	23
3		27	
4	3	26	22
5	4	25	21
6	5	24	20
7		23	19
8	6	22	18
9	7	21	
10	③8	20	17
①11		19	16
12	9	18	15
13	10	17	14
14	11	16	13
15		15	
16	12	②14	④12
17	13	13	11
18	14	12	10
19		11	9
20	15	10	8
		9	
		8	7
		7	6
		6	5
		5	4
		4	3
		3	
		2	2
		1	1
		0	0

※本表は基準省令本則別表(P95)を上限頭数の説明のために加工したもの。

従事する職員数に対する上限頭数の計算方法

員数規定の基準に適合するか確認するため、以下1.~3.の手順に従って職員1人当たりの飼養保管頭数を計算すること。

$$\text{職員1人当たりの飼養保管頭数(頭/人)} = \frac{\text{飼養保管頭数(頭)}}{\text{飼養保管に従事する職員数(人)}}$$

手順1.「図表11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表」をもとに員数を算出する。

手順2.「図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票」における犬猫の頭数を員数で割り、職員1人当たりの飼養保管頭数を算出する。

手順3. 算出した値が基準に適合しているか確認する(犬と猫の両方を飼養保管する場合は、図表10を活用)。

(計算例)

38頭の犬(うち繁殖犬30頭)を飼養する第一種動物取扱業者の場合

手順1.「図表11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表」を用いて員数を算出する。

飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表(図表11)の記入例(1週目部分)

勤務形態	氏名	1週目							合計
		1	2	3	4	5	6	7	
		月	火	水	木	金	土	日	
常勤	A	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			40.0
非常勤	B			8.0	8.0	4.0	8.0	8.0	36.0
非常勤	C	8.0	8.0			4.0	8.0	8.0	36.0
常勤職員の人数									1
非常勤職員の勤務延時間数									72.0
常勤換算方法による人数 (小数点以下切り捨て)		$\frac{\text{非常勤職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員の勤務すべき時間数(40)}}$							1
合計		常勤職員の人数+常勤換算方法の人数							2

常勤職員(週40時間勤務)1名、非常勤職員(週36時間勤務)2名がいる場合、員数は以下のように算出する。

常勤職員の人数:1人

非常勤職員の勤務延時間数:36時間+36時間=72時間

常勤換算方法による人数=非常勤職員の勤務延時間数÷常勤職員の勤務すべき時間数

= (36時間+36時間) ÷ 40時間 = 1.8人(小数点以下切り捨て)

合計:常勤職員の人数+常勤換算方法による人数=1人+1人=2人

員数は2人となる。

手順2.「図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票」をもとに、当該月初の犬猫の頭数を確認し、員数で割って職員1人当たりの飼養保管頭数を算出する。

犬猫の飼養保管頭数記録票(図表12)の記入例

1 飼養又は保管をする犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬	37	37	38									
猫	0	0	0									

※親と同居する子犬又は子猫の頭数、繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。

2 1のうち繁殖の用に供する犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬	28	28	30									
猫	0	0	0									

※「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。

事業所全体:犬38頭、うち繁殖犬30頭

$$\frac{\text{飼養保管頭数(頭)}}{\text{飼養保管に従事する職員数(人)}} = \text{職員1人当たりの飼養保管頭数(頭/人)}$$

犬:38頭÷2人=19頭/人

うち繁殖犬:30頭÷2人=15頭/人

手順3. 2.の計算結果を上限值と比較し、基準に適合しているか確認する。

犬:19頭/人<20頭/人(上限値)→基準に適合

うち繁殖犬:15頭/人=15頭/人(上限値)→基準に適合

職員数の記録

飼養保管に従事する職員数については、以下の参考様式(図表11)を活用する等によって適切に記録すること。

図表 11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表

[illegible]

※飼養又は保管に従事する職員について、勤務時間数を記入すること(小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで入力)。

※員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は週40時間とし、雇用形態に関わらず、週40時間勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」とすること。

※常勤換算方法は、非常勤職員の「週の勤務時間」をすべて足し、「常勤の職員が勤務すべき時間数」(週40時間)で割って算出すること(小数点以下切捨で)。

※勤務延時間数に算入する時間数は、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数(週40時間)を上限とする。

他の書類により、勤務形態、氏名及び勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって代替して差し支えない。

ペットサロン等動物を一時的に保管する業形態のうち、営業時間が週40時間に満たず、常勤の職員が勤務すべき時間数を40時間と設定することが著しく不合理な場合
にあつては、その営業時間に応じて、頭数に見合った人員を確保すること。

〈職員数の記録に当たっての留意事項〉

● 複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱い:

員数を計算する際は、飼養施設を伴う事業所の単位で見えていくこととなる。複数の事業所にまたがって業務に従事する職員は、複数の事業所全てにおいて員数1として計上することはできない。例えば、A事業所の常勤の職員が勤務すべき時間数が週40時間の場合、A事業所のみで働く常勤職員の「一郎さん」は員数1として計上されるが、A事業所とB事業所とC事業所で働くエリア職の常勤職員の「次郎さん」は、A事業所において員数1とは計上できない。この場合、「次郎さん」は「常勤換算」の考え方を準用してA、B、Cの各事業所における勤務時間数を元に、各事業所における勤務時間を別々に扱い、事業所単位で員数の数値を算出することとする。

なお、自治体による員数の確認に当たっては、事業者側は参考様式等の書面により、各事業所における員数規定の遵守状況を示す必要がある。

● 同一事業所で販売業務や複数業種に従事する職員の扱い:

ペットショップ等、同一事業所において、職員が犬・猫の飼養保管業務のほか、販売業務等も兼務することが想定される。

員数規定の計算の際、「接客のみに従事している販売員」は、動物の飼養又は保管に従事する職員には含めない。

また、販売業と保管業等、異なる業種について、同一事業所で登録を行っている場合は、当該事業所で従事する職員は、複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱いに準じ、それぞれの業種ごとについて員数を計算することとする。

● 営業日数が少ない場合:

また、ペットサロン等動物を一時的に保管する業形態のうち、営業時間が週40時間に満たず、常勤の職員が勤務すべき時間数を40時間と設定することが著しく不合理な場合にあっては、その営業時間に応じて、頭数に見合った人員を確保すること。例えば、週に2日間営業(1日8時間)する場合は、常勤換算の考え方を準ずれば、「常勤」は2日間(1日8時間)勤務する職員とし、「非常勤」の勤務延時間数を割る数は、16時間として常勤換算を行うなどの運用が考えられる。

飼養保管頭数の記録

飼養又は保管をする犬猫の頭数については、以下の参考様式(図表12)を活用する等の方法によって適切に記録すること。

図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票

1 飼養又は保管をする犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬												
猫												

※親と同居する子犬又は子猫の頭数、繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。

2 1のうち繁殖の用に供する犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬												
猫												

※「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。

なお、飼養又は保管をする犬猫の頭数に関しては、以下の各種帳簿等とも整合が図られるよう留意すること。

- 第一種動物取扱業のうち犬又は猫を取り扱う動物販売業者等(動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者)の動物に関する帳簿(動物愛護管理法第21条の5第1項関係)
- 動物販売業者等定期報告届出書(動物愛護管理法第21条の5第2項関係)
- 犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿(動物愛護管理法施行規則第10条の10関係)

◆より理想的な飼養管理に向けて

📖【参考】職員の能力の向上

員数規定は、適切な飼養管理を行うためには一定数の職員を配置することが必要であるとの考えの下、必要と考えられる員数を具体的な数値で示したものである。よりよい動物の飼養管理の実現のためには、1頭1頭の飼養管理により長い時間をかけ、丁寧に世話をすることに加え、職員の知識及び能力等の向上により飼養管理の質を高めることも重要である。

これらは、販売等される犬猫は言うまでもなく、繁殖の用に供する犬猫についても、しつけ、トイレトレーニング等も含めた飼養管理を行うことで、適切な社会化を図り、繁殖を引退した後、一般家庭等への譲渡が進みやすくなることが期待される。繁殖引退犬猫の譲渡適性の向上は、その動物が家庭においてストレスなく適正に飼養されるうえで不可欠であり、また、動物取扱業の持続可能性の向上に資する取組のひとつとして重要である。